

れんらくちよ

関する規程] (総裁達)であり、規程条文中おもな内容は次のとおりである。

[直通承認の手続]

貨車相互直通の要請があった場合、当該貨車が法令に反しないものであるか、または国鉄貨車の当該社線に回入することが法令に反しないものであるかを、国・社双方で確認のうえ、事後運用の明確を期するため、社に申請書の提出を求め、これに基づき承認を行なうこととしている。

[社線所属貨車の構造基準]

社線は比較的営業キロが短く、したがって、社線内に限り運用する貨車は、国鉄貨車同様の高度の車両基準を求める必要はなく、簡易な構造のもので安全は期せられるが、国鉄線へ連絡直通する社所属貨車については、国鉄線区間の長距離、高速度の運転に耐えるためには、国鉄貨車同等の構造基準を求められるのは当然であるので、社所属の連絡直通貨車として必要な車両構造基準を次のように明示してある。(1) 車両の構造は、日本国有鉄道建設規程(昭和47鉄道省令第2号)に定める範囲を出ないこと。(2) 自重は、5.5t以上であること。(3) 固定軸距は、3,500mm以上であること。(4) 2軸車の担ばねつり装置は、2段リング式であること。(5) 軸もりは、形押し、またはこれと同等以上の強度を有するものであること。(6) 自動連結器は、柴田式であること。(7) 50t輪ばね、または

これと同等以上の緩衝容量を有するものであること。(8) 空気ブレーキ装置を備えていること。(9) 基礎ブレーキ装置は、抱合せ制輪子式とし、側ブレーキに側ブレーキてこ止め装置を備えていること。(10) 側ブレーキてこの位置の標示板を取り付けてあること。(11) 台わくおよび車体を構成する部材は、木製でないこと。

[直通貨車承認後の保守]

連絡直通貨車の保守は、それぞれ所属する国鉄・社が行なうこととしているが、社所属の連絡直通貨車は、国鉄承認時点の性能を維持し、国鉄区間運転の安全を確保するため、その保守について次のように定めている。(1) 10年ごとに承認を更新するものとする。(2) 直通貨車の保守は、国鉄規程を準用するものとする。(3) 貨車故障の多い社線に対しては、必要により保守状態を調査するものとする。

[車両台帳の作成]

車両の状態等の履歴を明確にはあくできるように、車両台帳を作成して整備しておくこととしている。

なお、所要の手続を経て、承認された連絡直通貨車は、事後運用の適正を期するために[国鉄線区間へ直通できる社所属貨車]と[社線区間へ直通できない国鉄所属貨車]とに区分した表を付してある。

(依田盛武)